

『夢創り人』市民出前講座実施要領

1 趣 旨

市民グループや幼稚園・保育所・学校・公民館等において、『夢創り人』（生涯学習ボランティア指導者）を活用し、共に学習することによって、市民の学習意欲の向上・学習機会の充実に努めるとともに、市民の生涯学習ネットワークづくりを目指す。

2 対 象

原則として、市内に在住・在勤又は在学する5人以上で構成された団体・グループとする。

3 講 師

夢創り人運営協議会が登録した『夢創り人』とする。

4 申 込 み

活用又は学習したい団体・グループの代表者が、『夢創り人』市民出前講座申込書（様式第1号）に必要事項を記入の上、受託機関に申し込むものとする。

5 決 定

講座の申込みがあったときは、内容・日時等調整の上、受託機関において決定する。

決定後は、『夢創り人』市民出前講座決定書（様式第2号）を申込者（受講者）に通知し、『夢創り人』市民出前講座派遣依頼書（様式第3号）を『夢創り人』に送付する。

6 届出の変更及び取消

『夢創り人』市民出前講座決定書（様式第2号）により決定後、講座内容に変更または受講取消があったときは、直ちに受託機関に連絡し、その了解を受けるものとする。

7 講座にかかわる経費

『夢創り人』市民出前講座にかかわる経費のうち、講師派遣に伴う経費は、初回については無料とする。ただし、会場は申込者（受講者）で手配するものとし、会場使用料及びその他講座に要する諸経費については申込者（受講者）の負担とする。

また、2回以上講座を継続する場合は、講師派遣に伴う経費等を申込者（受講者）が負担するものとする。

8 報告書の提出

講座終了後、申込者（受講者）は2週間以内に『夢創り人』市民出前講座報告書（様式第4号）を受託機関に提出するものとする。

9 その他

この要領に定めるもののほか、特に必要な事項については、宮崎市教育委員会と受託機関並びに夢創り人運営協議会の3者の協議において定めるものとする。

（附 則）

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

この要領は、平成30年9月1日から施行する。